

障害を理由とする差別解消のための 相談窓口

令和6年4月1日
三次市立十日市中学校

障害を理由として不当に差別することは許されません。

そこで、障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応するために相談窓口を設置しました。

担当教職員は、プライバシーの保護及び秘密の保持を徹底します。
困ったことがあれば、遠慮なく相談してください。

【担当教職員】

教頭 小田 昌滋 総括事務長 池本 智美
教諭 瀬尾 幸（特別支援教育コーディネーター）

【相談日】

○月曜日から金曜日まで

（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

○電話による相談については、

「0824-62-2856」におかけください。